

平成31年1月25日

第7回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第7回指宿市農業委員会会議録

- 1 平成31年1月25日(金) 午後2時00分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

議事日程

報告第 1 号 農地法第18条第5項の規定による通知について

報告第 2 号 農用地あっせん申し出の取下げについて

議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定に
ついて
(所有権移転分)
(利用権設定分)

議案第 2 号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更・除外・
~~編入~~）申出の意見決定について

議案第 4 号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに
許可及び諮問決定について

議案第 5 号 農用地あっせん申し出について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 下 芳 子	3 番 今 村 秀 一
4 番 德 留 清 幸	5 番 田 中 健 一	6 番 石 神 一 男
7 番 永 吉 正 文	8 番 井 元 清 八郎	9 番 菱 田 康 彦
10 番 井 手 康 則	11 番 奥 村 祐 樹	12 番 南 耕 太郎
13 番 前 原 正 文	14 番 松 木 茂 久	15 番 澤 山 建 志
16 番 西 村 圭 史	17 番 桐 原 鈴 代	18 番 野 元 辰 雄
19 番 坂 元 一 彦		

農地利用最適化推進委員

20 番 中 崎 勇	21 番 内 藺 光 弘	22 番 上 拂 忠
23 番 小 村 亮 太	24 番 吉 永 鶴 男	25 番 生 川 裕 也
26 番 物 袋 唱 二	27 番 野 尻 三 彦	28 番 西 山 昭 二
29 番 濱 田 卓 郎	30 番 藏 藺 堅 志	31 番 塚 田 幸 美
32 番 西 村 久 則	33 番 前 川 祐 子	34 番 松 木 秀 人
35 番 中 川 久 雄	36 番 前 田 真 津 美	37 番 廣 森 修
38 番 鐘 撞 望		

1 小委員長

16 番 西 村 圭 史

1 欠席委員

なし

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

主幹兼農地係長

農地係主査

農地係主査

主幹兼担い手振興係長

臨時的任用職員

富 永 敏 尚

堀之内 秀一郎

前 田 昭 市

森 裕 美 子

小 吉 建 治

下吹越 俊 幸

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地係長

堀之内 秀一郎

1 開会	午後2時00分
事務局	ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第7回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「15番委員」と「17番委員」を指名いたします。 早速議題に入ります。 報告第1号 農地法第18条第5項の規定による通知についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号 農地法第18条第5項の規定による通知についての説明をいたします。議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明)
議長	以下については、お目通しください。以上で説明を終わります。 ただいま事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第2号 農用地あっせん申し出の取下げについてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	議案書の2ページをご覧ください。報告第2号 農用地あっせん申し出の取下げについて、ご説明いたします。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 取下げ理由につきましては、平成30年8月24日 第2回委員会議案第7号3番 買受希望で承認された農地でございますが、申出人が希望する地域について10番委員があっせん活動を行った結果、地権者との売買調整が進展しなかったことによるものです。
議長	ただいま事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案書の3ページをご覧ください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 番号2・3につきましては、お目通しください。

議長

本件の所有権移転分につきましては、経営面積など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいま事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、所有権移転分について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についての説明をいたします。

議案書4ページから7ページになります。

今月の経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についての利用権設定分は、1議案15件です。

内訳は、新規の利用権設定が13件、再設定が2件、合計面積は19筆14,248㎡となっています。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下につきましては、お目通しください。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番から3番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定を準用し、37番委員の退席を求めます。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、利用権設定分の1番から3番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番から3番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	(37番委員の復席確認) 次に、議案第1号のうち利用権設定分の4番から7番につきましては、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の報告を求めます。
18番委員	18番委員をお願いします。 番号4番から7番につきまして、1月10日に、私と27番委員で調査を行いましたので、ご報告いたします。 申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。 申請人は、今回利用権設定をし、30aを超えることから新規就農者となりました。 オクラ30a、スナップエンドウ10aを栽培し、就農時の目標年間販売高は約350万円を目指しております。 申請人は、以前より指宿の大規模農家で農作業に従事しておりました。そのため、栽培技術・農機具等の操作の問題ありません。農機具等は、友人が所有しているものを借用するとのことでした。 なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照ください。
議長	ただいま担当委員の報告のとおりでございます。 それでは、議案第1号のうち利用権設定分の4番から7番について、ご審議願います。
8番委員	ご質疑、ご意見はございませんか。 申請者の住まいは[]で、ほ場のある[]まで20分もあれば通える範囲ではあると思いますが、昼食や通勤に要する時間、ガソリン代等を考えると、ロスが多いように感じます。何か事情があるのでしょうか。 現在、[]では空き家について、専門家も含めた調査がなされています。全ての集落において、すぐに借りられる家や少々リフォームすれば居住できる家など、住まいに関する情報が把握できていますので、こちらに住居を構えることも検討されているのであれば、提供できる情報はありますので。 また、営農計画の内容について、オクラ30aの耕作を常時従事人数1名で行う計画となっていますが、友人を臨時的に雇用する等考えてい

	るのでしょうか。1人で行うには難しいように感じます。 そのほか、農業次世代人材投資事業の申請について、属人主義であれば[]で行うこととなるのでしょうか。それらの検討はされているのか、お伺いします。
18番委員	住まいについては、今後、指宿市内の住宅を借りて転居する予定だそうです。具体的にどこに住むかは分かりません。 オクラ30aの営農計画について、これまでも申請者は集落内にある荒れた畑2反をきれいに手入れして、植え付けができる状態にしています。本人はやる気があるようですので、可能ではないかと思うところです。
事務局	8番委員のご質問に対して、事務局からお答えします。 18番委員のご意見と重複しますが、申請者は[]の出身で、現在は親御さんとともに[]に転居しています。 ほ場も指宿市内にあり、通作距離としては可能な範囲ではありますが、効率面から考えても、指宿市内に移住するのが良いのではないかと思いますので、申請者本人に確認したところ、近々転居する予定とのことでした。 8番委員よりご意見のあった空き家対策という点においても、安価で借りられる家がありましたら、紹介したいと思います。 農業次世代人材投資事業につきましては、担当である農政課担い手支援係に尋ねてみたところ、これまでに本人から数回相談を受けているとのことでしたが、その後、本格的に事業を導入しようという相談はまだ無いようです。今後、本人へ助言ができたらと考えています。 申請先の市町村についても担当へ確認を行いました。農業委員会における農家の位置づけは、属人主義ではなく属地主義であり、営農地で申請となることから、今回、新規就農者として資料に掲載してございます。ただし、事業認定を営農地で行うのがふさわしいのかどうかは、現段階では判断できず、現在の居住地である[]の担当と、相互に確認する必要があるとのことでした。
議長	説明のとおりです。先ほどご意見のあった空き家情報についても、申請者が希望すれば対応していただきたいと思います。
8番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち利用権設定分の4番から7番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の4番から7番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第1号のうち利用権設定分の8番から15番について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員 議長	「なし」の声あり。 議案第1号のうち、利用権設定分の8番から15番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の8番から15番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを議題といたします。 これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	1月11日の転用調査時に、私と、17番、26番委員と、事務局2名の計5名で、現地聞き取り調査を行いましたのでご報告いたします。 申請に基づき、1番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおります。 1番は、売買による申請でございますが、申請地は、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われま す。 以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。 最後に、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の2ページから4ページに添付してありますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしく願います。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。 それでは、議案第2号についてご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員 議長	「なし」の声あり。 議案第2号については、原案のとおり承認することに、ご異議ござい

委員
議長

ませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号 農業振興地域整備計画の一部計画変更 用途区分変更・除外申出の意見決定についてのうち、用途区分変更申出分を議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

番号1番ですが、目的は農産物販売所です。資料の5ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから南西へ約1キロ行った農用地区域内農地で、東は県道、西と南は畑、北は国道に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、不許可の例外である農業振興地域整備計画指定用途に該当します。

事業計画者は、市内の農家で、自己所有の申請地に、自ら生産した農産物やその加工品、また地元で生産された農産物等を販売するための店舗を建築する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定で、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

なお、本申請地は、2年程前に市内の農業法人が、既存のハウスを利用して農産物を販売する計画で許可を取り、その後取消した経緯があります。

小委員会としましては、今回の申請が、既存ハウスは利用せずに、新たに販売所を建てる内容である点も踏まえて、皆様に審議をお願いしたいと考えております。

以上報告のとおりですが、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第3号のうち用途区分変更申出分について、ご審議願います。

5 番委員	ご質疑、ご意見はございませんか。 当該農地の案件については、市合併以前にもいろいろな問題があったと認識しています。それらの部分も含めて、整合性や他の市民への影響等はないのか、説明が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。
議長	暫時休憩します。 (休憩) 休憩前に引き続き会議を開きます。 ご意見がありましたので、議案第3号のうち、用途区分変更申出分の取り扱いについて、2番から19番までの農業委員にお諮りすることといたします。 お諮りいたしますのは、本議案について、本日の意見決定を行わず継続審議とし、全員調査を行った後に意見を決定するか、または、本日意見決定を行うこととし、採決により当委員会の意見決定をするかについてであります。 それでは、農業委員にお諮りいたします。 本議案について、本日、当委員会での意見決定を行わず継続審議とし、全員調査を行った後に意見決定を行うことを求める委員の起立を求めます。
委員 議長	(起立多数) 起立多数と認めます。 起立している委員の皆様はご着席ください。 ただいまの採決の結果により、議案第3号のうち用途区分変更申出分については、本日の意見決定を行わず継続審議とし、全員調査を行った後の農業委員会において審議することに決定いたします。 次に、議案第3号 農業振興地域整備計画の一部計画変更 用途区分変更・除外申出の意見決定についてのうち、除外申出分を議題といたします。 これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。 申請人、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。 番号1番ですが、目的は資材置場です。資料の6ページをお開きください。 申請地は、XXXXXXXXXXから南西へ約1キロ行った農用地区域内農地

	で、東は宅地及び畑、西と北は畑、南は里道に接しています。 農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、除外された場合、既存施設が隣接していることから、第1種農地の不許可の例外である既存施設の拡張に該当します。 なお、新たに拡張する面積については、許可要件である既存施設面積の2分の1の範囲内です。 事業計画者は、市内で土木建設業を営む法人で、既存の資材置場を広げる目的で、今回申請地を取得し一体的に整備する計画です。 なお、申請地は既存施設に隣接しており、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。 以上報告のとおり、小委員会では除外もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりでございます。 それでは、議案第3号のうち除外申出分について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
8 番委員	当該案件は、削土を1m行うようになっていますが、西と北に畑があります。削土することによって土が流入するといった心配はありませんか。
事務局	隣接している畑は、現在耕作されていない状態でしたので、特に問題はないかと思われます。
8 番委員	分かりました。
1 4 番委員	目的は資材置場とのことですが、どのような資材を置かれるのか。 また、申請地の東側で既存施設との間には、道路が通っているのではないのでしょうか。隣接する農地は3筆ほど荒廃化しており、現状では境界が分からないような状態になっているようです。
事務局	1点目のご意見について、計画では、残土置場・砂利置場の予定となっています。 2点目について、14番委員のご意見のとおり、既存施設と申請地の間には細い公衆用道路が通っています。そこも、事業計画者の名義となっておりますので、既存施設の一部であると思われます。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第3号のうち除外申出分については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。

小委員長

よって、議案第3号のうち、除外申出分については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず番号1番ですが、転用目的は、一般住宅です。資料の7ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から西へ20m行った農地で、東は市道、西と北は宅地、南は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

申請人は、もともと居住していた自宅を娘家族に譲り、今回隣接する申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界ブロックは設置済です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、転用目的は、太陽光発電施設です。資料の8ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南東へ90m行った農地で、東は宅地、西は公衆用道路及び雑種地、南は宅地及び雑種地、北は宅地及び原野に接しています。

農地区分・許可事項については、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

申請人は、県内を中心に太陽光発電事業を展開している法人で、事業の規模拡大を図るため、今回申請地を賃貸借し、太陽光発電施設を整備する計画です。

なお、隣接する宅地と一体利用し、総面積は約1,950㎡になる予定です。

土地の形状については現状で、周囲をフェンスで囲み、整地後は砂利を敷く予定です。設置するパネルの高さは最高で約1.8mですが、周囲に農地もないことから、営農への影響は軽微なものと判断され

議長

ます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、転用目的は、堆肥処理施設及び堆肥製品置場です。資料の9ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北東へ520m行った農地で、東は農道、西と南は畑、北は農業用施設に接しています。

農地区分・許可事項については、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

申請人は、養豚業を行う法人で、豚舎から出る豚ふんを有効活用するため、既存施設に隣接していて、法人の代表が所有する申請地を賃貸借し、堆肥処理施設と堆肥製品置場を建築する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、転用目的は、建売住宅です。資料の10ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南東へ210m行った農地で、東は市道、西は原野、南は宅地、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、第1種農地に該当しますが、周囲に住宅等が連たんしていることから、不許可の例外である集落接続施設に該当いたします。

申請人は、農業及び土木建築や不動産業を行う法人の会社役員で、今回申請地を取得し、建売住宅3棟を建築する計画です。

なお、申請地内に設ける通路が約400㎡あることから、1棟ごとの敷地面積は全て500㎡以内になります。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第4号についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

暫時休憩します。

(休憩)

委員
議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 農用地あっせん申し出についてを議題といたします。

事務局

事務局に議案の説明を求めます。

それでは13ページをご覧ください。

議案第5号 農用地あっせん申し出の売渡、貸付をご説明いたします。今月は、売渡6件、貸付1件、合計7件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

番号2から番号7につきましては、お目通しください。

また、見取り図、地籍図につきましては、審議資料の13ページから29ページとなりますので、ご参照ください。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま事務局の説明のとおりであります。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

この「あっせん申し出」につきましては、事務局として、あっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

事務局

それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げますので、13ページをお開きください。

番号1は 4番委員と23番委員。

番号2は37番委員と17番委員。

番号3は28番委員と 9番委員。

番号4は 2番委員と21番委員。

番号5は19番委員と38番委員。

番号6は11番委員と31番委員。

番号7は37番委員と17番委員。

以上、事務局案として提案いたします。

議長

ただいま事務局案が発表されました。

委員
議長

それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。

(各委員了解あり)

それでは、議案第5号は、原案のとおり承認することとし、あつせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。

本日の議題はこれで終了いたしました。

他にございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

他になければ、その他に入ります。

その他について、事務局に説明を求めます。

事務局

それでは、その他についてご説明いたします。16ページをお開きください。

その他(議案書16ページを参照して説明)

1. 一時使用届出について

2. 1月の行事報告

3. 2月の行事予定等

4. その他

(1) 農業委員会先進地視察研修について

(2) 「農業者年金加入推進記録簿」の提出について

(3) 審査請求案件の進捗状況について

(4) 農地の利用権設定手続に係る取り扱いについて

(5) 農地「貸したい」「借りたい」総点検活動アンケート調査について

議長
委員
議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり。

ほかにはないので、本日の委員会に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これをもちまして、第7回指宿市農業委員会を閉会いたします。

ご起立ください。

事務局

一同礼。

(閉会 午後3時45分)

指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄

議事録署名委員15番委員

議事録署名委員17番委員